4　同時選挙に関する事項

指定県の議会の議員の選挙及び指定県の知事の選挙又は指定市町村の議会の議員の選挙及び指定市町村の長の選挙については、それぞれ公職選挙法第一一九条第一項の規定による同時選挙とすることとし、指定市町村の議会の議員又は長の選挙及び当該指定市町村の区域を包括する指定県の議会の議員又は長の選挙については、同条第二項の規定により同時選挙とすることとした。（第四条関係）

5　文書図画の掲示の禁止期間に関する事項

1の㈠により行われる選挙について、公職選挙法第一四三条第一六項の規定を適用する場合には、同項第二号に規定する一定期間は、同条第一九項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から特例選挙期日までの間とした。（第五条関係）

6　寄附等の禁止期間に関する事項

1の㈠により行われる選挙についての寄附等の禁止期間は、この法律の施行の日から特例選挙期日までの間とした。（第六条関係）

7　その他

㈠　2から6までに定めるもののほか、1の規定により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとした。（第七条第一項関係）

㈡　指定市町村又は指定県の議会の議員又は長の1により行われる選挙以外の選挙につき公職選挙法の規定により難い事項については、政令で特別の定めをすることができることとした。（第七条第二項関係）

㈢　1により行われる選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数等を定めるに当たっては、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、官報で公示された平成一七年の国勢調査の結果による人口によることができることとした。（附則第二条第一項関係）

8　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令**（政令第二六号）（総務省）

1　選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項

平成二三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の登録は、法第三条各号に掲げるそれぞれの選挙について、当該各号に定める選挙の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日（選挙人の年齢については、選挙の期日）現在により告示日の前日に行うものとし、当該登録をした者の氏名等を告示日に縦覧に供することとした。（第一条関係）

2　署名収集の禁止期間に関する規定の取扱いに関する事項

法第一条第一項の規定により行われる選挙に係る条例制定等の請求のための署名収集の禁止期間は、この政令の施行の日から当該選挙の期日までの間とした。（第二条関係）

3　同時選挙に関する規定の取扱いに関する事項

公職選挙法第一二〇条第三項及び第一二一条の規定は、法第四条第二項の規定により法第一条第一項に規定する指定市町村（以下「指定市町村」という。）の議会の議員又は長の選挙及び同項に規定する指定県（以下「指定県」という。）の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しないこととした。（第三条関係）

4　その他

法第一条第一項の規定の適用を受ける指定市町村及び指定県の議会の議員の補欠選挙は、当該補欠選挙を行うべき事由が法第二条の規定の適用がなかったものとした場合における当該議員の任期が終わる前六月以内に生じたときは、行わないこととした。（第四条関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

法律第一号

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「平成二十三年度」を「平成二十八年度」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

法律第二号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（選挙期日等）

第一条　指定市町村（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第六十八号。以下この条において「統一地方選特例法」という。）第一条第一項に規定する選挙の期日においては平成二十三年東北地方太平洋沖地震の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として総務大臣が指定する市町村をいう。以下同じ。）及び指定県（指定市町村の区域を包括する県をいう。以下同じ。）のうち、平成二十三年三月一日から同年六月十日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了することとなるものの議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項及び統一地方選特例法第一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「特例選挙期日」という。）とする。

2　指定市町村及び指定県のうち、統一地方選特例法第一条第四項の規定により同条第一項に規定する選挙の期日においてその議会の議員又は長の選挙を行うこととされるものの当該選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項及び統一地方選特例法第一条第四項の規定にかかわらず、特例選挙期日とする。

3　第一項又は前項の規定の適用を受ける指定市町村又は指定県の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由がこれらの規定の適用を受けることとなった日から第三条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに生じたときは、当該選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項及び統一地方選特例法第一条第三項又は第四項の規定にかかわらず、特例選挙期日とする。

4　第一項の規定による指定をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

5　第一項の規定による指定に当たっては、総務大臣は、あらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならない。

6　前項の規定により当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴くものとする。

（任期の特例）

第二条　この法律の施行の日から平成二十三年六月十日までの間に任期が満了することとなる指定市町村又は指定県の議会の議員又は長の任期は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十三条第一項又は第百四十条第一項の規定にかかわらず、特例選挙期日の前日までの期間とする。